

災害等により被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における  
資格記録等の回復基準の具体的取扱い（厚生年金）

年金記録の確認を促進し、記録の回復を進めるため、年金事務所、事務センター（旧社会保険事務局、社会保険事務所を含む。以下「年金事務所等」という。）において保管していた厚生年金被保険者名簿等が火災、地震又は風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）によって滅失又は棄損したこと等により、年金の決定に必要な資格記録等の確認ができない場合における、厚生年金保険の資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額及び被保険者種別（以下「被保険者期間等」という。）の回復基準（以下「災害基準」という。）については、今般、厚生労働省年金局事業管理課から示されたところであるが、具体的取扱いについては、下記によることとする。

記

#### 1. 対象となる事案

(1) 対象となる事案は、以下の①～④のすべてに該当するものであること。

- ① 厚生年金の被保険者期間等についての照会であること。
  - ② 照会のあった被保険者期間等について、年金事務所等において保管する紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているもの又は不鮮明であるため確認できること。
  - ③ 照会のあった被保険者期間等について、複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められる（仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む）ため確認できること。
  - ④ 照会のあった被保険者期間等が、災害等の発生年月以前のものであること。
- (2) 災害等の発生時期及び発生地域等に関する事実確認は、別紙1「戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について」により行うこと。（別紙1付略）

#### 2. 資格記録等の回復基準

(1) 以下のア及びイからオまでのいずれかに該当する場合は、被保険者であったことを推定する。

- ア. 在職期間中、適用事業所であること（事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認すること。）
- イ. 事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること（在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。）
- ウ. はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できること
- エ. 本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等（適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む）により、当該事業所の被保険者であったことが確認できること
- オ. 年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できること

(2) 被保険者期間等の回復については、年金事務所等に保管されている、事業所の適用年月日又は全喪年月日に係る保険者資料（以下「保」という。）と本人が申し出た年月日又は標準報酬月額（以下「本」という。）を比較し、次により判定する。ただし、資格取得年月日、資格喪失年月日又は標準報酬月額の回復に当たっては、同僚に係る記録等が存在する場合には、それを勘案して総合的に判断することとする。

ア. 資格取得年月日

①新規適用年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 新規適用年月日より(本) 申出年月日が後である場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

(イ) (保) 新規適用年月日より(本) 申出年月日が前である場合は、(保) 新規適用年月日を資格取得年月日とする。

②(保) 新規適用年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格取得年月日とする。

イ. 資格喪失年月日

①全喪年月日が旧台帳その他の台帳、適用事業所名簿により確認できる場合

(ア) (保) 全喪年月日より(本) 申出年月日が後である場合は、(保) 全喪年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) (保) 全喪年月日より(本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

②年金事務所等の災害等により記録が滅失した場合

(ア) 災害等の年月日より(本) 申出年月日が後である場合は、災害等年月日を資格喪失年月日とする。

(イ) 災害等の年月日より(本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

(ウ) 災害等の年月日が不明の場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

③旧台帳その他の台帳が戦災で消滅した場合又は戦災で消滅した台帳記録について適用事業所からの資料等により複製されているもののそれにより全喪年月日が確認できない場合は、(保) 全喪年月日を昭和20年8月31日とし、以下のとおり取り扱う。

(ア) 昭和20年8月31日より(本) 申出年月日が後である場合は、昭和20年8月31日を資格喪失年月日とする。

(イ) 昭和20年8月31日より(本) 申出年月日が前である場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

④上記②又は③に該当せず、全喪年月日が不明な場合は、(本) 申出年月日を資格喪失年月日とする。

ウ. 標準報酬月額

標準報酬月額を旧台帳その他の台帳により確認できない場合は、確認できる前後の月の標準報酬月額の合計を2で除した額を報酬月額として、標準報酬月額を認定する。

確認できる前後の期間の標準報酬月額がない場合は、(本) 標準報酬月額を認定する(法令の範囲内の額に限る。)。

## 工. 被保険者種別

年金事務所等に保管する資料により確認された最終種別をもって、以降の記録とする。確認されていない場合は、1種（男性）または2種（女性）とする。

### (3) 具体的な確認方法

災害基準により記録回復を行うことができる事案であるかの確認は、「災害等により被保険者期間等に係る記録が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票」（別紙2 以下「可否確認票」という。）を作成した上で行うこと。

### 3. 記録訂正事跡確認システムの入力

追って指示することとする。

### 4. 報告

各事務センターは、管内の年金事務所において災害基準により記録回復を行った場合は、毎月1日から月末までの間における記録回復件数等を取りまとめ、報告様式（別紙3）により翌月5日（休日に当たる場合はその翌日）までに本部宛メールで報告すること。（0件の場合は報告不要。）

なお、報告に当たっては、メールの件名を「〇〇（都道府県名）災害基準件数報告（〇年〇月分）とした上で、第三者委員会特殊メールアドレス [REDACTED] にて送付すること。

### 5. その他

年金事務所において災害基準により記録回復を行った事案については、第三者委員会への確認申立書とは別に、確認書類を保管すること。

## 災害等により被保険者期間等が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票(厚生年金)

申立人氏名		生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	基礎年金番号	-
住所	〒 -			

## ◆ 確認項目

1. 申立ての内容が、厚生年金の被保険者期間等(資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額、被保険者種別)に関するものである。
2. 申立てのあつた被保険者期間等について、年金事務所等において保管していた紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているものまたは、記録が不鮮明であり、確認ができないものである。
3. 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるため、申立てのあつた被保険者期間等が確認できない。  
(仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む)
4. 申立てのあつた被保険者期間等が、災害等の発生年月日以前のものである。
5. 被保険者であったことが推定できる。

## ◆ 次の内タブレットから本のいずれかに該当する

ア	申出期間が在職期間中において、適用事業所である。(事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認を行うこと)	
イ	事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。 (在籍証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。)	
ウ	はじめて被保険者となつた事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、 資格取得年月日及び合帳記号番号が確認できる。	
エ	本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む)により、当該事業所の 被保険者であったことが確認できる。	
オ	年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる。	

## ◆ 保険者記録等による確認用番号

1. 事業所名簿等	事業所記号番号	-	事業所名称		年金番号等	-
2. 新規適用年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	
3. 全喪年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	
4. 災害等の年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	新聞・払出簿・その他( )	
6. 標準報酬月額	申出期間の前報酬 千円	申出期間の後報酬 千円	法定標準報酬 千円	確認書類	事業所名簿・その他( )	
7. 種別	1・2・3・5・6・7			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	

## ◎ 確認申立期間等

ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日 ~ 年 月 日		標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・( )

## ◎ 同僚等の期間等【同僚等の氏名】 生年月日 年 月 日 被保険者番号

ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日 ~ 年 月 日		標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・( )

## ◎ 判定結果【事項① 資格取得年月日② 資格喪失年月日③ 標準報酬月額④ 被保険者種別⑤ 不可】

判定事項	年月日	昭和 年 月 日	標準報酬月額	千円	種別	
------	-----	----------	--------	----	----	--

\* 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認者	〇〇年金事務所	所属		氏名	
-----	---------	----	--	----	--

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準に該当した件数の報告書

《平成〇〇年〇〇月》

〇〇事務センター  
(担当者: )

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録回復の可否確認票  
(国民年金)

申立人氏名		生年月日		基礎年金番号	
住所					
申立期間	年 月 日		～	年 月 日	

確認項目	チェック欄	チェック欄
1. 申立ての内容が、国民年金の被保険者記録（資格記録、納付記録）に関するものである。		
2. 申立てのあった被保険者記録について、年金事務所及び市区町村において保管していた名簿等のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより被保険者記録の確認ができない。		
3. 災害等の発生したときにその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる。		
4. 申立てのあった被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである。		
5. 資格記録（資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別）に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (申立人が資料を所持している場合) 申立人が所持する資料により、法令に定める被保険者要件に該当することが認められる。		
② (申立人が資料を所持していない場合) 申立てのあった資格記録が法令に定める被保険者要件に反していない。		
6. 納付記録に係る申立ての場合、その内容に妥当性がある。		
次の①又は②のいずれかに該当する。	該当	不該当
① (確認可能な資料が存在する場合) 存在する資料等から総合的に判断して、申立ての内容に妥当性があると認められる。		
② (確認可能な資料が存在しない場合) 申立ての内容が法令に定める要件に反していない。(例 被保険者となり得ない期間の保険料納付に係る申立てではないこと等)		
年金事務所において申立期間の記録回復が可能である。 (確認事項がすべて「はい」に該当)		

※ 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。  
なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

確認事項	〇〇年金事務所	所属	氏名
------	---------	----	----

## 災害等により被保険者期間等が滅失した場合における資格記録等の回復の可否確認票 (厚生年金)

申立人氏名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	基礎年金番号	-
住所	〒 -				

◆ 確認項目

1. 申立ての内容が、厚生年金の被保険者期間等(資格取得年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額、被保険者種別)に関するものである。

2. 申立てのあつた被保険者期間等について、年金事務所等において保管していた紙台帳が災害等により滅失若しくは毀損しているものまたは、記録が不鮮明であり、確認ができないものである。

3. 複製された台帳等で記録事項が整備されていないと認められるため、申立てのあつた被保険者期間等が確認できない。  
(仮台帳、戦災で消滅した台帳等を含む)

4. 申立てのあつた被保険者期間等が、災害等の発生年月日以前のものである。

5. 被保険者であったことが推定できる。

◆ 次のア～イから不のいずれかに該当すること

ア	申出期間が在職期間中において、適用事業所である。(事業所名簿、厚生年金被保険者番号払出簿により確認を行うこと)	
イ	事業所保管の標準報酬の決定又は改定の確認通知書等により、当該事業所の被保険者であったことが確認できる。 (在職証明は、被保険者であったことが確認できないため不可とする。)	
ウ	はじめて被保険者となった事業所における資格期間が不明確である場合、被保険者証又は払出簿により、 資格取得年月日及び台帳記号番号が確認できる。	
エ	本人保管又は、適用事業所保管の給与明細書等(適用事業所が発行した源泉徴収票等も含む)により、当該事業所の 被保険者であったことが確認できる。	
オ	年金事務所等に保管されている照会申出書等により、当該期間に被保険者であったことが確認できる。	

◆ 被保険者記録(上記ア～オにより確認)[記号番号] 事業所名簿

1. 事業所名簿等	事業所記号番号	-	事業所名称		年金番号等	-
2. 新規運用年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	
3. 全喪年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	
4. 災害等の年月日	昭和・平成 年 月 日			確認書類	新聞・払出簿・その他( )	
6. 標準報酬月額	申出期間の前報酬 千円	申出期間の後報酬 千円	法定標準報酬 千円	確認書類	事業所名簿・その他( )	
7. 種別	1・2・3・5・6・7			確認書類	事業所名簿・払出簿・その他( )	

◎ 確認申立期間等

ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日 ~ 年 月 日		標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・( )

◎ 同僚等の期間等 [同僚等の氏名] 年 月 日 ~ 年 月 日 被保険者番号

ア・資格取得年月日	イ・資格喪失年月日	ウ・標準報酬月額	エ・被保険者種別
昭和・平成 年 月 日 ~ 年 月 日		標準報酬 千円	種別 男(1)・女(2)・( )

◎ 判定結果 [事項] 1. 資格取得年月日 2. 資格喪失年月日 3. 標準報酬月額 4. 被保険者種別 9. 不可

判定事項	年月日	昭和 年 月 日	標準報酬月額	千円	種別	
------	-----	----------	--------	----	----	--

\* 確認項目を確認し、チェック欄に「○」を記載すること。なお、「いいえ」に該当した場合は、それ以降の確認は不要である。

	〇〇年金事務所	所属		氏名	
--	---------	----	--	----	--

災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準に該当した件数の報告書

《平成〇〇年〇〇月》

〇〇事務センター  
(担当者: )



年管企発0708第1号  
年管管発0708第1号  
平成23年7月8日

日本年金機構

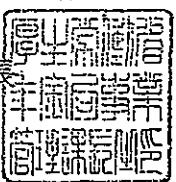
事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



正確な年金記録の確認が行われなかつたことにより任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなかつた者に係る任意加入申出の取扱いについて

日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であつて六十歳以上六十五歳未満の者、日本国内に住所を有する者又は日本国籍を有し日本国内に住所を有しない者であつて、昭和四十年四月一日までに生まれた老齢基礎年金等の受給権を有しない六十五歳以上七十歳未満の者については、申出を行つた日から国民年金任意加入被保険者（以下「任意加入被保険者」という。）となることができることとされている。

今般、かつて任意加入被保険者になることのできる者であつたにもかかわらず、年金記録の確認の遅れにより正確な年金記録が把握できなかつたために、任意加入しても老齢基礎年金等の受給権を得られないとの認識に基づいて申出を行はず、代わりに脱退手当金を受給し、現時点では既に任意加入の機会を失い老齢基礎年金等の受給権を得られなくなっている者の存在が確認されたことから、年金記録回復委員会の意見も踏まえ、当該事案等における任意加入に係る取扱いを以下のとおり定めることとしたので、各年金事務所等において適切に対応されるよう宜しく取り計らわれたい。

## 記

### 1. 趣旨

六十歳以上で年金受給権を有しない者が、過去のある時点において正確な

年金記録を把握できなかつたため、誤った年金記録に基づき、任意加入被保険者となる申出を行はず、代わりに脱退手当金を請求した場合であつて、その後に判明した新たな年金記録を加えれば、当時、脱退手当金の請求ではなく、任意加入被保険者となることにより老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったという事案が把握されている。

こうした事案においては、正しい年金記録（脱退手当金支給期間を含む。以下同じ。）が当時から明らかであったならば選択し得た任意加入の機会が失われている状態となっていることから、年金記録が新たに判明した際には、訂正後の正しい年金記録を前提として、脱退手当金の請求と、任意加入被保険者になることによる老齢年金受給権の確保のいずれかを選択していただく事務処理をやり直すこととする。

その結果として、本人から「当時から正しい年金記録が明らかになつていれば、脱退手当金を請求せず、任意加入被保険者となっていた」旨の意思表示があった場合には、脱退手当金を返還いただくこととし、任意加入を当時行っていたものとして必要な任意加入期間の保険料を納めていただいた場合には、これに対応した年金給付を行うこととする。

## 2. 本措置の対象となる者

本措置の対象となる者は、現在老齢基礎年金等の受給権を有していない者であつて、以下の要件を満たす者である。

- (1) 本人が六十歳以上となっている過去のある時点において、日本年金機構（平成二十一年以前は社会保険庁）が管理する年金記録の一部が判明せず、不完全なもの（以下「判明前記録」という。）となっており、当該判明前記録を前提に脱退手当金を請求し、これを受給した者。
- (2) 判明前記録を前提とすると、上記（1）における脱退手当金の支給を受けた日（当該脱退手当金を請求した日が判る場合は請求日、以下「基準日」という。）以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳（基準日が平成七年四月一日前である場合は、六十五歳。以下同じ。）に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかつたこと。
- (3) 基準日後において、それまで判明していなかつた基準日前の期間に係る年金記録が判明したこと（当該判明した記録（以下「判明記録」という。）に係る被保険者期間について、記録が判明した日（以下「記録判明日」という。）以後、本通知の施行日（以下「施行日」という。）前に脱退手当金（以下「判明後脱退手当金」という。）を受給している場合を含む。）。
- (4) 判明前記録（上記（1）による脱退手当金支給済期間を含む。）に判明

記録を加えた年金記録（以下「判明後記録」という。）を前提とすると、基準日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたならば、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得ることが可能であったこと。

(5) 以下のいずれかに該当すること。

- (ア) 記録判明日において、七十歳に到達していること。
- (イ) 判明前記録から上記(1)による脱退手当金支給済期間を除き、判明記録を加えた年金記録を前提とすると、記録判明日以降、当時の制度に基づいて任意加入を行っていたとしても、七十歳に到達するまでの間に老齢基礎年金の受給権を得る見込みがなかったこと。

### 3. 対象者に係る任意加入の申出の事実認定

日本年金機構において、対象者を把握した場合には、速やかに、当該対象者に本通知による取扱いの内容を丁寧に説明した上で、書面により以下の点について本人の意思の確認を行い、説明から6カ月以内に、すべての点についての意思が確認できた場合には、判明後記録を基準日において知っていたならば脱退手当金を請求せずに任意加入の申出を行っていたとの事実認定を行う。

- (ア) 基準日において、判明後記録を知り得ていたならば、脱退手当金請求を行わず、任意加入の申出を行っていたこと。
- (イ) 今後2年以内に、下記4. に定める対象保険料を一括又は分割により納付することに同意すること。
- (ウ) 今後5年以内に、脱退手当金（対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、脱退手当金及び判明後脱退手当金）を返還することに同意すること。
- (エ) 何らかの事由により、対象保険料の納付を行い得なくなった場合には、既に支払った対象保険料については返還を求めることができなくなることに同意すること。

### 4. 保険料の扱い

上記3. の事実認定があった場合には、基準日以降を任意加入被保険者期間として、本人が老齢基礎年金の受給権を得るのに必要な月数分の保険料（以下「対象保険料」という。）の納付を求めることがある。

なお、強制加入被保険者資格とは異なり、任意加入被保険者資格は本人の申出を要件としていることから、対象保険料については、行政が任意加入の申出を認識し任意加入被保険者として取り扱うこととなった日である3. の事実認定が行われた日の翌日を、国民年金法第百二条第四項による消滅時効の起算日とする。

## 5. 脱退手当金の扱い

上記3. の事実認定があった時点で、当該脱退手当金の支給決定を遡及して取り消し、当該脱退手当金に係る被保険者期間について保険料納付済期間等に算入することとする。

また、対象保険料の納付中に、何らかの事由により対象保険料の納付ができなくなる場合も想定されることから、既に支給した脱退手当金については、対象保険料の納付が行われた後に、その返還を求めるこことする。この場合の脱退手当金の返還請求権の消滅時効の起算日は、脱退手当金の支給決定の取消を行った日の翌日とする。

なお、対象者が判明後脱退手当金を受給している場合には、判明後脱退手当金についても、同様に取り扱うこととする。

## 6. 対象保険料の納付後の扱い

対象保険料の全額が納付された場合には、基準日以後任意加入被保険者として各月の保険料を納付していた場合に、老齢基礎年金の受給に必要な納付済期間等を満たした時点から当該受給権が生じていたものとして、老齢基礎年金等の裁定を行い、遡及して年金給付を行う。

なお、この場合には、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百十一号）第一条又は第二条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条又は第三条の規定に基づく給付を併せて行うこととする。

## 7. 施行期日及び今後の取扱い

この通知に基づく取扱いは、平成二十三年七月八日より実施することとし、以下の対応を行う。

- (1) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日時点において日本年金機構において把握している者については、施行後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (2) 施行日前に記録判明日がある対象者であって、施行日以後に日本年金機構において把握した者については、把握後速やかに3. に定める説明等を行うこととする。
- (3) 施行日以後年金記録の確認を行う各種取組みにより、年金記録が判明した者について、日本年金機構において、本取扱いの対象者に該当することを把握した場合には、記録判明日以降速やかに3. に定める説明等を行うこととする。